



よしだ 議会だより



第62号

吉田町議会

〒421-0395
静岡県榛原郡吉田町住吉87
TEL:0548-33-2141
平成23年8月発行
責任者 議長 八木 栄

地震・津波対策補正予算	2 P
この発言を取り消したい。	4 P
一般質問 町政 ここを問う？	5 P
議会の傍聴案内	8 P
常任委員会活動報告	10 P
議会改革特別委員会活動報告	12 P
浜岡原発・情報公開の要請へ。	14 P

地震・津波対策補正予算

平成23年 第2回定例会

- ①ハザードマップ
- ②防災講演会
- ③防災ラジオ
- ④支援物資補充
- ⑤住吉小学校屋上フェンス・避難階段

全員賛成で可決

日程

- 5月24日 総務文教常任委員会
- 5月25日 産業建設常任委員会
- 5月27日 議会運営委員会
- 5月30日 行政報告会
- 6月1日 議会改革特別委員会
- 6月2日 本会議 初日
- 6月8日 全員協議会
- 6月8日 総務文教常任委員会
- 6月9日 産業建設常任委員会
- 6月10日 全員協議会
- 6月14日 本会議 一般質問
- 6月15日 全員協議会
- 6月16日 議会改革特別委員会
- 6月17日 中部電力見学
- 6月17日 総務文教常任委員会
- 6月17日 本会議 最終日

第30号議案 地震・津波対策 補正予算

①津波ハザードマップ 作成

当町における防災力を更に高めるためには、防潮堤や津波提の波力や地震動に対する耐久力など早急に実情を客観的かつ正確に把握し、より現実性の高い想定に基づく備えを講じる必要がある。得られた資料は、広く町民の皆さまに公開し、当町の防災力の現状認識を深めてもらうよう活用するとともに、今後実施する防災対策の指針とする。

②防災講演会の開催

住民の防災知識の向上と防災意識高揚を図る。

③戸別受信機（防災ラジオ）の配備

災害時における防災情報および緊急を要する行政情報などの迅速かつ的確な情報伝達手段の充実を図る。

④町が被災地へ提供した備蓄品の補充

- ・毛布 一〇〇〇枚
- ・簡易トイレ 二〇基
- ・非常食 二五〇〇食
- ・乾パン 六〇〇食

⑤住吉小学校避難階段等設置工事

3階屋上から4階屋上への避難を可能にするための階段および屋上フェンスを設置する。

防災ラジオ関連情報（総務課試算）

- 待機電力（電源を入れただけ状態）の電気代
1 kw単価 1月 w→kw
25.25円×1.0w×24hr×30日÷1,000=18.18円
1月当たり：18.18円 1年間あたり：216円
- 常時ラジオ使用の電力（中域音量）の電気代
1月当たり：27.27円 1年間あたり：328円

〈主な質疑〉

問 防災ラジオ配布に関して、連絡徹底するなら全戸配布、財政の負担減なら一部実費負担。なぜ、希望者への配布としたのか。

答 基本は全戸無償配布。負担は最初から考えていない。ただし、既に700台配布済みなので重複配布を防ぐために希望者配布とした。また、希望しない方もいると想定している。

問 防災ラジオの配布は自主防災会を通して配布とのことであるが、自主防災会に入っていない方にはどのようにして配布するのか。

答 広報や町のホームページで広報活動し、役場で配布する予定。

問 ハザードマップができた段階で防災訓練のやり方は変るのか。

答 12月の防災訓練
までにハザード
マップを皆さまに配布
するため、一日も早く
契約を結びたく。

問 今回の補正がな
ぜ本会議初日採決
でなければならなかつ
たかの緊急性は、何か。

答 要望額が県の当
初予算を上回った
ので、県は6月補正予
算の中で上積みする動
き。その中で防災対策
に関してではできるだけ
補助できる体制を整え
たいとの対応。

問 県からの補助金
に関して、各市町
から多くの要望が出た
と思うが、配分方法は
どうであったか。

答 従来の訓練は地
震を想定して実施
していた。しかし、今
後は津波を考えて自分
で逃げる訓練が主体と
なる。依頼するハザー
ドマップと津波避難計
画ができた段階で吉田
町の津波避難計画を作
る予定。



防災行政ラジオ

答 町の防災対策の
基本方針はハザー
ドマップ作成におい
て

問 今後の防災計画
の全容が今回の説
明では解らない。ど
のようにして今回の補正
予算の項目にしぼった
のか。

答 ハザードマップ
および津波避難訓
練の作成時、住民の
方々から情報収集する
予定。

問 5月21日に行わ
れた津波避難訓練
で行ったアンケートを
ハザードマップにどの
ように活かそうとして
いるか。

全員賛成で可決

〈結論〉



議員の発言で
議会紛糾
詳細は次頁

出てくるデータを基に
対策を打ち出すことで
ある。今回の補正予算
の項目に関して、防災
ラジオは通信手段の確
保、住小関連は多くの
住民を抱える住吉を対
象として「避難場所を
確保する」との町の意
思表明である。

第30号議案 補正額

	款	金額	説明	
歳入	県支出金	37,066		
	財産収入	11,500		
	繰入金	69,600	財政調整基金	
	合計	118,166		
歳出	消防費	94,363	津波ハザードマップ作成	20,843
			津波避難計画策定	5,691
			防災行政ラジオ	59,685
			消耗品補充（毛布など）	7,950
			防災講演講師謝礼	194
	教育費	23,803	施設整備（屋上金網など）	22,050
			設計など	1,753
合計	118,166			

金額単位：千円

《用語説明》 財政調整基金

年度間の財源の不均衡をならすために積立金で、地方財政法で設置が義務づけられている基金。取り崩せるのは、①著しく財源が不足した時の穴埋め、②災害で生じた経費、③緊急に必要なとなった公共事業などやむを得ない場合、④財源の育成のための財産取得、⑤地方債の繰上げ償還、のいずれかに限られる。

第29号議案
吉田町税条例の
一部を改定する
条例の制定

《背景》

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年4月27日に交付されたことに伴い、吉田町税条例の一部を改正する。

《目的》

東日本大震災の被害者などの負担軽減を図るため。

《内容》

①第22条 東日本大震災に係る雑損控除額の特例を定める。

・東日本大震災で受けた損失の金額について、平成23年に受けた損失を平成22年において生じた損失として適用する。

・災害支出が平成24年以降に生じても、平成22年に生じた損失として適用する。

②第23条 東日本大震災に係る住宅借入金

等特別控除の適用期限の特例を定める。

・居住していた家屋が東日本大震災によって被害を受け居住できなくなった者が、町民税の住宅借入金特別控除を受けている場合、控除期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金特別控除を適用する。

《対象者》

①第22条

平成23年1月1日吉田町在住↓転出↓

東日本大震災の被害を受けた方

②第23条

東日本大震災の被害を受けた方↓転入

《結論》

全員賛成で可決

《審議経過》 藤田議員の「発言取消申出書」を許可せず

◆6月2日

- ・第30号議案（地震・津波対策補正予算）質疑において藤田議員から地方自治法に反する発言有り。

◆6月14日

- ・藤田議員が上記発言に関して陳謝。
「(略) 地方自治法97条第2項および第112条第1項のただし書きに反し、**議員が予算議案を提出できるが如き**、誤解を招く発言をいたしました。(中略) 誤解を招く発言に対して陳謝いたします。」
- ・町長から藤田議員の発言は、誤解ではなく、間違い。よって、言葉を訂正して欲しいとの発言が有り。
- ・藤田議員が再度言葉を訂正して陳謝。
- ・町長から間違っていることを明白にした上で、発言を撤回し、陳謝するのが筋との発言有り。
- ・藤田議員が最終日に発言取消に関する手続きを議長に提出することを約束。

◆6月17日

- ・藤田議員が「発言取消申出書」を提出し、議事日程に掲げ審議。
- ・町長から発言の一部だけを単純に取り消した場合、会議録を見た人は前後の文脈が解らなくなり不都合との発言有り。
- ・議会運営委員会、それに引き続き全員協議会を開催。
以下に掲げる理由により、「藤田議員提出の申出は許可せず」を全員一致で合意。
①地方自治法に抵触した部分については、6月14日の本会議にて陳謝している。
②開かれた議会の立場を明確にすることを旨として、間違ったことを明らかにするために会議録に残し、今後、議会の使命である住民への説明責任を果す。
- ・本会議にて、「発言取消申出書」を否決。



町政を問う

一般質問

藤田和寿議員

問 3.11 なぜ津波避難勧告の発令をしなかったか

答

気象庁の津波情報の予想される津波の高さに対して安全と判断



がれきと被災された建物



南三陸町役場

3月11日、午後2時46分、日本列島を襲ったマグニチュード9.0の想定外の東日本大震災は、甚大な被害を与えた。震災後3ヶ月が経ったが、地震発生、その時まちが執った対応を伺う。

午後4時15分、予想される津波は完全に防

漁港は6メートルの津波提と陸こうが整備され、当町の震度は3で防潮堤などへの構造的な影響は無く、更に陸こうおよび水門も閉鎖していたなど、津波防

吉田町地域防災計画に、津波警報が発令された場合には、「町長は、直ちに住民・港湾関係者などに對して、あらゆる手段をもって緊急に避難の勧告または指示を伝達するなどの必要な措置をとる」とあり、津波避難勧告を発令することも一案では。

午後4時15分、予想される津波は完全に防

揺れが治まるのを待ち、その後、身支度を整え、防災頭巾を被り、全園児を一部屋に集めて、テレビやラジオの情報を聞きながら、待機していた。これと併せて、保護者に対して電話連絡をするとも

御できると判断し、津波避難勧告は必要ないと判断した。



吉田町の陸こう

に、迎えにきた保護者から、順次、園児の引渡しを行った。

今後の課題と対策は。 防災機能を再点検したところ、町民の皆様には説明できる客観的な資料がほとんど無い状況であり、津波ハザードマップと津波避難計画の策定、住

大津波警報の発令を受け、各自自主防災会との連携状況は。 海岸線を有する自治会が、自主避難される方のための避難所開設など、今後の対応を確認のために来庁された際に、情報の共有をお願いし、発災当日と翌日に自治会などで待機していただき、情報収集や状況報告など、連携を図った。

一般質問



佐藤正司 議員

問 浜岡原発対策とまちの防災対策は

答 県と近隣市町及び関係機関と連携して対策を検討

3月11日に東日本で起きた福島第一原発の事故は原子力発電の是非、今後の日本がとるべきエネルギー政策の方向性などについて過酷な形で私たちに問題提起している。

問 町長は福島第一原発事故のあと、事故の責任として国が損害の全額補償を担保しなければ原発は認めないと発言しているが、その真意は。

答 そもそも原発は国のエネルギー政策のもとで進められてきた。この事故の回復のため対応は国民の安全確保、財産の保全、生活の保障、復旧の措置などあらゆることに万全に遂行されなければならぬ。国策で進められてきた原発の事故で損害を個人や自治体に負わせることは理に合わない。原発事故に対しては、国の責任

において損害の全額を補償されることが担保されなければならないと考えている。

問 現在、浜岡原発は全炉停止しているが津波対策が整う2、3年後には再開すると言っている。東海地震が想定されている当町の町民も心配し、このまま廃炉を求める声があるが、町長の考えは。

答 福島第一原発の事故はまだ十分に究明されていない。特に浜岡原発は東海地震の震源域となる可能性があり、今後発生する可能性が高い地震動と津波をシミュレーションできなければいかなる対策を施しても安全とは言えない。

原子力発電は、二面性を持つ、大きなリスクのあるエネルギーで、エネルギー需要を満たすための過渡的なもの、将来、より安全な代替

エネルギーの開発を進め普及させることが望ましい。

今後、議会をはじめ町民のみなさんとの議論を経て町の意見をまとめていきたい。

問 停止中、廃炉に向かう最中にも起こりうる地震対策はどう考えるか。

答 町としては県からの情報を同報無

線や広報車で知らせる。今回の福島第一原発事故により、安全神話は崩れ去り、この地域にも同様の事態は起こりうる。今後は国の動向を注視しながら、県と近隣市町及び関係機関と連携し、防災対策を検討していく。



浜岡原子力発電所全景

一般質問



平野 積 議員

1 中山三星建材工業跡地の
売却に関して

問 防災対策ができれば、納期を
決めて売却活動を進めるか

答 防災対策すれば、吉田町進出を
考える企業が何社かいる

問 売れない理由。

助成制度を検討予定。

答 平成20年9月
以降のリーマン

問 企業誘致以外の
使い道は。

ショックを端とした世
界同時不況の影響で企
業の投資意欲減退。

答 雇用創出・維
持・確保の観点か
ら売却を考えている。

そして、東日本大震
災で慎重に。

問 今後の施策、計
画。

問 町民は期待して
いる。売却納期は
決めるべき。

答 県と町が一体と
なり、企業の雇
用・用地取得に対し、
優遇制度、および町独
自の企業立地に対する

自の企業立地に対する

答 今は防災対策な
ど環境整備が必要。
それに専念する。それ
がいつ完了するか不明
で答えられない。



中山三星建材跡地

2 地震対策に於ける自主防災に関して

問 ハザードマップ作成時、町民の声を聞いて欲しい

答 製作者が住民の意見聴取をすると聞いている

問 吉田町地域防災
計画「地震対策編」
に記載されている町民
などの役割が住民に浸
透していない。
それはなぜだと分析
しているか。

答 防災の基本は
「自らの命は自ら
守る」、「自らの地域は
皆で守る」。各住民が
自主防災組織メンバー
であることの自覚が重
要。町として防災意識
の高揚に努める。

問 自主防災の意識
を高めるための具
体策は。

答 自主防災リー
ダーの育成を進め
る。

問 自主防災会役員
は任期2年で、継
続性に悩み。リーダー
の育成は。

答 「自主防災副会
長」として専任さ

れている自治会もある。
問 その制度を吉田
町が指導するの
か。

答 自主防災会に
リーダーの育成、
専任を働きかけていく。

問 ハザードマップ
に何を記載。それ
を誰がどう決めたか。

答 記載内容は、町
と製作者で以下
に決めた。

- ・海域での水位上昇
- ・浸水の深さ
- ・到達時間
- ・最大流速
- ・代表地点の水位変化
- ・地震階マップ
- ・液状化危険度マップ

傍聴に行ってみざあ〜

傍聴へのご案内

本議会や常任委員会・特別委員会は一般に公開され、個人でも団体でも自由に傍聴できます。

傍聴は町議会活動に触れる最も身近な方法でありますから、自分の選んだ議員の活動や町政の方針などを実地に見聞できる議会の傍聴をお勧めします。

傍聴にあたっては、役場4階の議会事務局にて、所定の用紙に必要事項を記入するだけです。

本会議は、5階の傍聴席（50席）。

委員会は、4階の会議室にて傍聴できます。

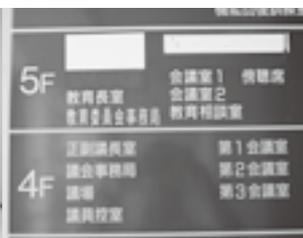
委員会は、委員長長の許可が必要ですので、事前にご確認ください。



議会事務局受付



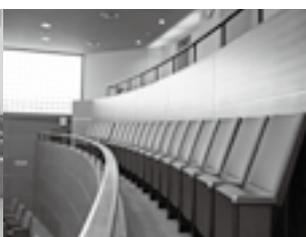
4 F ホール



1 F エレベータ案内



議 場



傍聴席



5 F へ



記入用紙

本議会傍聴の際に守っていただくこと

- 会議を傍聴する際は、議会の傍聴規則および議会事務局職員の指示に従っていただきます。
- また、次に挙げる事項にご注意ください。
- 傍聴席に入ること**
ができない人
および持込禁止物
- 小学生以下の児童および乳幼児の傍聴は、議長の許可が必要です。
- 酒気を帯びている人、異様な服装をしている人は傍聴席に入場できません。
- 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりなど、笛、ラッパ、太鼓などの楽器類は持ち込めません。
- 危険な物、会議を妨害、人に迷惑を及ぼすおそれのある物は持ち込めません。

傍聴席での禁止事項

- 携帯電話は、あらかじめマナーモードにするか電源を切り、通話などはしないでください。
- 飲食、喫煙などはいけません。
- 写真、動画などの撮影または録音などは、議長の許可が必要です。
- 詳しくは議会事務局職員にお尋ねください。
- 議場での言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- 談論、放歌、高笑など騒ぎ立てないでください。
- 帽子、外とう、襟巻などの着用は許可が必要です。
- 議場の秩序を乱したり、議事の妨害となる行為をしないでください。
- 退場は自由ですが、お静かに願います。

傍聴ありがとうございます。

平成23年
第2回 定例会

去る6月2日～17日の定例議会を傍聴された皆さまから頂いたアンケート集計結果。

年齢別					地区別				男性 9人	女性 1人	回収数 10人	傍聴者数 45人
不明	80代	70代	60代	30代	北区	片岡区	川尻区	住吉区				
1人	1人	4人	3人	1人	3人	2人	2人	3人				

議会傍聴者アンケート結果

説明・答弁について	人数
ア 大変わかりやすい	3
イ わかりやすい	5
ウ よくわからなかった	2
エ その他	1

質疑・討論について	人数
ア 大変わかりやすい	0
イ わかりやすい	2
ウ よくわからなかった	5
エ その他	2

情報発信方法について	人数
ア 広報	8
イ 新聞・ラジオ	2
ウ インターネット	2
エ 回覧板	2
オ その他	1

傍聴のきっかけは	人数
ア 後援会活動	8
イ 友人に誘われて	2
ウ 自ら進んで	2
エ その他	2

興味・関心があること	人数
ア 議員活動	4
イ 議会・委員会活動	3
ウ 審議結果・賛否	2
エ 議員報酬・予算の執行状況	3
オ 議会の仕組み・傍聴方法	0
カ その他	1

議会だよりについて	人数
ア いつも読んでいる	8
イ 時々読んでいる	2
ウ 知っているが読んだことが無い	0
エ 知らないし、読んだこともない	0

(複数回答あり)

寄せられたご意見・ご感想について

今回の傍聴者の皆さまよりご意見ご感想を頂きました。

議員の一般質問に関する事や議場の傍聴席についてなど貴重なご意見ありがとうございました。

今後の議会活動に活かすよう、各議員精進してまいります。

より多くの町民の皆さまに議会を知っていただくために「議会だより」の内容充実、広報活動の多様化に努めます。

町民の皆さまには、議会傍聴にお出かけ頂きご意見・ご感想をお寄せください。



活動報告

活動を目指し

総務文教常任委員会

所管事務調査

町民の安心・安全を確保するために

平成23年度の総務文教常任委員会は町民参加型提案を目指します。3月11日に起きた東日本大震災では地震・津波、原発事故と国民は大きな衝撃を受けました。

今回の震災で国、県、町の防災計画は抜本的見直しになります。

委員会は、議会閉会中所管事務調査を「地震・津波対策について」に決め、町民の皆さんの意見を聴き調査し、町民の安全・安心を確保するために、町に調査結果を提案していきます。

6月8日(水) 委員会
町の防災対策の現状と今後

現状把握および今後の予定確認のため、以下の項目に関して、町担当課と質疑を行いました。

- ・災害時の連絡網
- ・ハザードマップ
- ・避難地、避難路指定
- ・障害者の避難方法
- ・町内業者との協定
- ・浜岡原発
- ・防災訓練状況
- ・自主防災会
- ・地域防災見直し
- ・今後の対策予定

6月16日(木) 委員会
アンケート調査

町民の声の聴き方について議論し、アンケートを実施することに決定し、その実施方法についても議論しました。アンケート対象者は自治会役員、町内会長、組長(住吉、川尻、下片岡)にお願いすることにしました。

6月29日(水) 委員会
アンケート内容

各委員がアンケート項目を持ち寄り、11項目を選択しました。日程に関しては、8月上旬に回収後、8月23日までに分析完了し、9月本会議にて町に結果報告します。その後、現地調査し、11月中旬に町に最終結果を報告する予定です。



湯日川水門



津波避難訓練



避難案内板

委員長 佐藤 正司

常任委員会 積極的な議会

産業建設常任委員会

所管事務調査

町の情勢を実感していくために…

産業建設常任委員会は、与えられている調査権を有効に活用するため、「都市整備と産業振興に関する調査」をテーマに、政策上の課題を把握し、行政事務への改善策を究明していくこととなりました。

この調査は、長引く景気低迷や社会構造の変化、高速交通網などの利点を十分に生かし切れていない現状を背景に、産業振興の停滞要因を根本から見つめ直していこうとするものです。

他方、都市基盤整備の遅れが産業振興の停滞要因との指摘がある中で、当委員会ではそ

れらにも着目しながら、持続可能な産業振興と安全で安心な都市整備の両側面から調査研究していくこととしました。

6月9日(木) 委員会

「都市整備」と「産業振興」に分けて議論

「都市整備」と「産業振興」の2つの視点に分けて双方の具体的な調査案件について意見を交わしました。

また、過去の委員会の調査実績を踏まえ、短期、中長期に取り組むべき分野を検証しました。

6月22日(水) 委員会

当面取り組むべき課題を探る

安全安心なまちづくりへの機運が高まっている都市整備への取り組みが先とする一方、景気・雇用の不安定に伴う産業経済の実態把握への取り組みが先とする意見がありました。

委員会では、町の産業・経済状況をいち早

く把握していくことが先であるとの判断から、まず「産業振興」での視点で調査研究を進めていくことにしました。

7月12日(火) 委員会

町の産業の現状と課題を探る

当町の産業別の統計データを基に、町担当職員から説明を受けました。

町の産業における共通の課題は、景気低迷による販売額、製造出荷額の減少や高齢化に伴う後継者不足が挙げ

られました。

一方、消費者の食に関する安心・安全な志向を背景に、生産者と販売者が積極的に地産地消に取り組んでいることが報告され、地域活性化への足掛かりの期待が膨らみました。

委員会では、さらに産業構造の実態を把握するため、主要産業団体、企業から現場における生の声をお聞きしたいと考えています。

委員長 枝村 和秋



町民参加を目指して！

考える議員・行動する議会へ そのための議会基本条例

議会改革特別委員会

1 地方議会を取り巻く環境の変化

2000年4月地方分権一括法が施行される前、地方自治体は国から委託された多くの仕事をこなすことが義務付けられていました。しかし、施行後はその仕事はかなり少なくなり、自治体独自で進める仕事が増えました。

そのために、地域の特性を活かし、住民の意思を反映した政策決定と責任の範囲が拡大しました。

一方、議会も地方分権化により、従来の行政の追認機関から脱し、住民の意見をより多く取り入れる開かれた議会への変貌が要求されています。

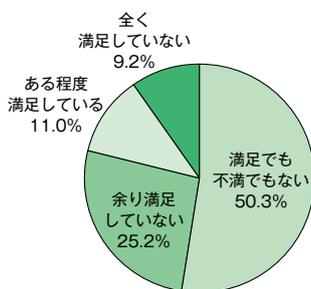
2 住民が満足していない地方議会の現状

過去の議会報告で行ったアンケート結果から、住民の皆さまが、議会へのご意見や求めている事柄が多い実態。

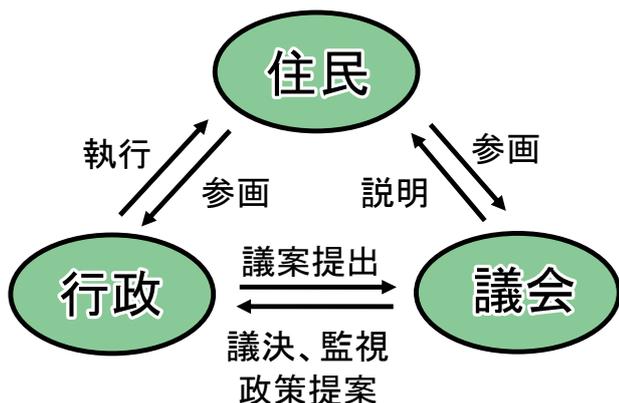
参考資料

※静岡大学・中日新聞
共同世論調査結果から
(中日新聞2011年
4月28日付)

① 議会の仕事ぶりに満足しているかどうか。



まちづくりのしくみ



② 住民へ説明機会を増やす。

必要だ
必要でない

72%	9%
58%	8%

吉田町議会基本条例案に関する説明会開催について

- (開催目的) ①議会基本条例の必要性をご理解いただく。
②ご意見を議会基本条例に反映する。

(開催日程)

開催場所	北区自彊館	住吉会館	健康福祉センター はあとふる	川尻会館
開催日	8月22日(月)	8月25日(木)	8月27日(土)	8月30日(火)
開催時間	19:00～21:00	19:00～21:00	13:30～15:30	19:00～21:00

(タイムスケジュール)

- 議会基本条例案の説明 : 30分
- 意見交換 : 50分

3なぜ、議会基本条例の制定を目指すのか

吉田町議会は、議会改革を継続して行い、それを十分に検証しながら、更なる行動を求め続けています。

真に町民に開かれた議会の実現を目指し、情報公開を図り透明性を確保しなければなりません。そして、町民の皆さまからのご意見を真摯に受け止め、議事や政策へと繋げていきたいと考えます。

そのために、議員および議会活動の原則を議会基本条例として定め明らかにし、町民の皆さまへ、お約束をします。

委員会活動報告

- 第1回 5月20日
- 第2回 6月1日
- 第3回 6月15日
- 第4回 6月22日

全委員に対して、議会改革の方向性の確認を委員会で行いました。

- 1 町民の議会活動への参加（意見交換の場）
- 2 議会の「情報公開」と「説明責任」
- 3 議員間および当局との議論の活性化
- 4 監視機能の強化
- 5 議員定数、議員報酬の検討
- 6 議会基本条例の制定と議会改革の実行または見直し（識見者の参加）

7 政策形成に向けた調査研究（政務調査費）

8 議会運営の見直し（傍聴方法、申し合わせ事項、常任委員会のあり方）

9 議会事務局の強化

10 議会広報活動の強化

11 議決事項の追加

12 議員使命の明確化

議会改革の3つの方向性



今後の委員会の動き

議会基本条例の内容について、議員間で共有化し、検討を行う。

町民の方々に説明会を開催する。

意見などを検討し、修正を行う。

法令審査及び当局との調整を行う。

意見などを検討し、修正を行う。

条例案作成

委員長 藤田和寿

議会基本条例作成スケジュール

項目	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	1	15	22	6	14	22	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
① 議会改革の方向性について議論	○	○	○																											
② 議会改革の共通認識の形成				○	○	◎																								
③ 議会基本条例案作成							⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔
④ 当局との打合せ										⇔	⇔	⇔				⇔	⇔	⇔				⇔	⇔	⇔						
⑤ 法令など確認							⇔	⇔	⇔				⇔	⇔	⇔							⇔	⇔	⇔						
⑥ 議会基本条例最終案作成																												◎		
⑦ 議会基本条例の住民説明							⇔	⇔	⇔													⇔	⇔	⇔						
⑧ 議案上程・議決																												⇔	⇔	⇔

浜岡原子力発電所 に対する 議会の取り組み

浜岡原子力発電所の対応は、全議員で取り組む問題として位置付け、全員協議会の中で協議・検討を実施していきます。

また、町当局とも懇談会を開き意見交換を十分に行い、町と連携し吉田町としての立場を明確にしていきたいと考えています。

周辺自治体におきましては、福島第一原発事故の状況を受けて、浜岡原発の防災重点範囲（EPZ）を半径30kmまで拡大しようとする動きが見られます。

このようなことから、さらに周辺の自治体とも連絡を取り合い、必要に応じて協議していきたいと考えています。今後も町民の皆さまが、安全と安心を感じられるように努めて、活動してまいります。

吉田町議会議長
八木 栄

浜岡原子力発電所を 視察しました（6月16日）



5号機内の内部説明

中電担当者との質疑

問 発電は止めたが、心配は残る。使用済み核燃料に対する対策は。

答 現在6千体余りを耐震性の高い原子炉建屋内の燃料プールで安全に冷却保管している。今回、緊急電源対策も実施し、安全性を確保した。

問 施設内に断層が存在している。地震に関する影響は。

答 断層は存在するが、活断層ではない。8万年前から活動無く、地震を起こしたり、地震によって動くものではないことを確認済み。

問 5号機の主復水器細管破損により流入した海水の影響は。

答 事故の原因は現在調査中。原子炉系からの塩分除去作業を現在実施中。放射能物質の外部への影響は無い。

停止中の浜岡原子力発電所の 対策に関する要請書を提出

停止中の浜岡原子力発電所の対策に関する要請書

このたびの東日本大震災では、マグニチュード9.0もの大地震が東北・関東地方を襲い、広範囲にわたって大規模な津波を引き起こし、全国各地に深刻な事態を発生させました。

特に、東京電力福島第一原子力発電所は、事故が発生して3ヵ月を経過している現在においても、依然として予断を許さない状況下にあります。改めて原子力発電所において発生した事故とその後の原子力災害の推移を見ると、危機管理の重要性を感じるとともに、これまでの原子力発電所の安全に対する信頼は崩れ去ったといわざるを得ません。

長い間、東海地震等の発生の可能性が指摘され、貴社においては安全対策を推進し対応を図られてきました。また、貴社は、過日の総理大臣からの要請を受け入れ、浜岡原子力発電所において、運転中の原子炉も含め全面停止されたことは、評価するところであります。

しかしながら、浜岡原子力発電所は、稼働を停止していても核燃料は施設内にあり、安全性が確保されたとはいえず、更なる安全管理を求めるところです。

また、今回の原子力災害が周辺へもたらした影響を見ますと、従来の情報公開の対応は十分とは考えにくい状況です。

万一の事故が発生した際に甚大な被害が予想される吉田町の住民の不安を取り除くために、次の事項について強く要請します。

記

- 1 如何なる事態でも、運転を停止した原子炉並びに使用済み核燃料を速やかに冷却する対策及び更なる安全管理を行うこと。
- 2 事故発生時には隣接市と同様に、吉田町の住民に対して速やかに停止中の浜岡原子力発電所の対策についての情報公開を図ること。
- 3 吉田町内の放射能を監視できる測定機器を設置し、測定値の公開を図ること。

平成23年6月17日

中部電力株式会社

代表取締役社長 水野 明久 様



静岡県榛原郡吉田町
議長 八木 栄



(6月定例会で発議した全文)

議会の話題



浜岡原子力発電所防潮堤現地視察

まちの話題



自彊小わくわく教室（長源寺）

議会を傍聴してみませんか？

6月定例会の傍聴者数は延べ45人でした。ぜひ、傍聴におでかけ下さい。

次の9月定例会の日程案です。

9月2日（金）	本会議
9月6日（火）	本会議
9月7日（水）	連合審査会
9月8日（木）	委員会
9月9日（金）	委員会
9月14日（水）	一般質問
9月15日（木）	一般質問
9月20日（火）	本会議

希望者は議会事務局へ申し込んで下さい。

☎三三三―二二四一



住吉夏祭典（東浜屋台おどり）

あ と が き

街には「クールビズ」や扇子を手にする姿が目につく節電の夏である。37年ぶりの電力使用制限令により、大企業などに対して7月1日から課せられた義務だ。就業時間を前倒しするサマータイムの導入や輪番休業といった対策で乗り切ろうと懸命だ。各家庭の協力も欠かせない。節電で健康に偏重をきたさないよう、こまめに水分補給と涼気供給に抜かりなく。

（S・K）

議会広報特別委員会
委員長 吉永 満榮
副委員長 河原崎昇司
委員 増田 剛士
杉本 幸正
山内 均
平野 積
三輪 正邦